

### 第13回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第13回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。  
JA 佐波伊勢崎の副組合長に就任したのでご報告いたします。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。  
早速ですが議題に入りたいと思います。  
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については本会議で審議しますので部会では扱いません。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

<番号1について説明>

<番号2について説明>

<番号3について説明>

<番号4について説明>

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。  
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号2についてご意見をお願いいたします。

（意見無し）

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号3についてご意見をお願いいたします。

（意見無し）

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号4についてご意見をお願いいたします。

（意見無し）

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

部会長       ：ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 （本会議）

事務局：ただ今から、第13回玉村町農業委員会を開会いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。  
35℃を超える猛暑が続いており、農作物にも影響が出ている。小麦の収穫はほとんど終わり、状態は良と聞いている。当初心配された赤カビも問題なさそうである。さとのそらは27円/kg、ゆめかおりは34円/kgとのこと。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は10名ですので、総会は設立しております。  
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、  
今回は 10番 齊藤 勝 委員 11番 原 泰治 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議長：それでは、議事に入ります。  
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

<番号1について説明>

議長：それでは、番号1について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案  
のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり**許可**と決定いたします。

以上で議案第1号を終わりにします。

議長：次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より

説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

＜番号1について説明＞

議長：それでは、番号1について審議を行います。  
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、  
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、  
部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案  
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

事務局：次に、番号2 令和6年6月17日受付  
この申請は、賃貸借による、露天駐車場用地への農地転用です。

＜番号2について説明＞

議長：それでは、番号2について審議を行います。  
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、  
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、  
部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 2 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 2 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

事務局 : 次に、番号 3 令和 6 年 6 月 2 0 日受付  
この申請は、売買による、一般住宅建設のための農地転用です。

<番号 3 について説明>

議長 : それでは、番号 3 について審議を行います。  
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長から願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 3 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 3 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

事務局 : 次に、番号 4 令和 6 年 6 月 1 3 日受付

<番号 4 について説明>

議長 : それでは、番号 4 について審議を行います。

この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号4は原案のとおり許可相当と決定いたします。

以上で議案第2号を終了いたします。

議長：続いて、報告事項に入ります。  
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。1件受理しております。

報告事項2 農地法第5条第1項第6項の規定による市街化区域の届出書の受理状況について報告いたします。2件受理しております。

報告事項3 農地法第18条第6項の規定による解約の通知書の交付状況について報告いたします。今月は別紙のとおり1件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

（挙手なし）

無いようですので、報告事項については、終了とします。

議 長 : 続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○たまむらカレーについて

7月2日に収穫したじゃがいもたまねぎは、昨日4日に納品し、無事に本日もカレーになりました。今回、草や収穫時期などいろいろな課題があったので、来年に向けてうまいやり方を検討したい。この会議の後、12時から保健センター2階で試食会を行うので、都合がつく方はご参加ください。

○2024版農業委員会業務必携について

今年度版のものを配布しますので業務の参考にしてください。

議 長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。  
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長: これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。